

一般の事業用（一括有期事業を除く）

委託事業主のみなさまへ

令和2年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局総務部労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。
委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

1. 「賃金等の報告」は期限までに事務組合へ

- ① 2 ページの「労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入のしかた」をよくご覧になり、誤りのないよう記入して必ず事務組合が指定する期限までに提出してください。
 - ② 「賃金等の報告」は労働保険番号ごとに作成が必要のため、複数枚提出する場合があります。
- ※ 「賃金等の報告」は「組様式第4号」「組機様式5号」のうちいずれかを配付していますが、記載例に準じて作成ください。

2. 「賃金等の報告」の作成時に特に注意してほしい事項

- ① 労災保険欄には、**臨時・日雇・パート・アルバイトを含む雇用している労働者全員の賃金・賞与等を記入**してください。
 - ※ 各支払賃金欄は通勤手当等各種手当も含み、税金や社会保険等を差し引く前の支給総額を記入してください。
 - ② 労災保険の各月人数欄は支払人員数ではなく、各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の当該締切日）の使用労働者数を記入してください。賞与等人数欄は支払人員数を記入してください。
 - ③ 雇用保険欄には、雇用保険被保険者全員の賃金・賞与等を記入してください。
 - ※ 雇用保険被保険者の届出にもれや間違いがないか再度確認してください。
 - ④ 雇用保険の人数欄は支払人員ではなく、各月末現在の被保険者数を記入してください。
 - ⑤ 雇用保険の「うち高年齢労働者分」欄には、雇用保険の被保険者のうち下記に該当する被保険者分を記入してください。
- ※ 雇用保険の適用拡大に伴う雇用保険料の徴収について

雇用保険制度の改正により、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。ただし、雇用保険料の徴収は、平成31年度までは、昭和30年4月1日までに生まれた方が免除対象となります。

なお、令和2年4月1日から「高年齢被保険者」の雇用保険料の徴収免除は廃止となり、全ての雇用保険被保険者から雇用保険料の徴収が必要となりますので、ご注意願います。

なお、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は免除されません。

3. アスベスト救済法に基づく一般拠出金

一般拠出金率の算定にあたっては、0.02/1000を適用することになります。

4. 保険料等の納付は指定期日までに

保険料等の額、納入期日は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されます。指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

5. 労働保険料率は平成31年度と変更ありません。

労災保険、雇用保険とも料率は前年度と同じです。

1 労働保険料を算定する基礎となるものです。誤りのないよう記入してください。
2 本表は労働保険番号ごとに作成することから複数枚必要になる場合があります。
3 委託事務組合から「特別加入者の欄」「予備欄」など記載方法について特段の指示がある場合はその方法により記入してください。

※ この記入例と一部異なる様式が配布されている場合がありますが、この記入例に準じて記入してください。

●特別加入者欄
中小事業主の第一種特別加入者の氏名及び基礎日額を記入。
「承認された給付基礎日額」欄
平成31年度に承認された給付基礎日額を記入。
「希望する給付日額」欄
令和2年度に希望する給付基礎日額を記入
日額を変更したい場合は事前に事務組合に連絡が必要。

●**賞金総額の見込額欄**
原則として前年度と同額としてください。
前年度の賞金総額の2倍以上又は半分以下が予想される場合はその見込み賞金額を記入。

● 1ヶ月平均使用労働者数
 以下の算式により記入してください。(少数以下は切り捨て。「1」未満は「1」を記入)
 各月末(賞金締切日)が有る場合には月末直前の賞金締切日の使用労働者数の合計
 12月
 (ただし、平成31年度途中で保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数)
 一括有期事業は、1日平均使用労働者数を次の算式で求め記入してください。
 平成31年度中の延べ使用労働者数
 平成31年度中の所定労働日数 (小数点以下の処理は上記と同様)

雇用保険率

平成29年4月1日改定

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1,000	6/1,000	3/1,000
農林水産の事業 清酒製造の事業	11/1,000	7/1,000	4/1,000
建設の事業	12/1,000	8/1,000	4/1,000

※ **令和2年度の「雇用保険料率」は、平成29年度から変更ありません。**

※ 農林水産事業のうち、園芸サービスの事業・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業又は内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。

雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金に1000分の3（一般の事業の場合。一般の事業以外は1000分の4）を乗じて算定します。

※ 上記により計算した被保険者負担分の額に1円未満の端数が生じたときは次のとおりとなります。

- ① 被保険者分を賃金から源泉控除する場合は端数が50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、端数が50銭未満の場合は切り捨て50銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

雇用保険の資格取得・資格喪失について

週20時間以上かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれる労働者を雇用した場合は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、また、本人の意思を問わず雇用保険の被保険者として資格取得の手続きが必要となります。該当者が生じた場合は事務組合まで至急連絡してください。また、被保険者が離職した場合は資格喪失の手続きが必要ですので、この場合も事務組合に連絡してください。

継続一括申請について

労働保険は本社、支社、営業所、工場など場所的に分離され独立性が認められるものは個別の事業としてそれぞれが適用事業場となり、労働保険番号の振出を受けるのが原則です。しかし、事業主・保険の種類・業種が同一であれば継続一括申請書を提出し承認を受けることによって、労働保険料を指定する労働保険番号で一括して申告納付することができます。

この手続きを継続一括申請といいます。具体的な手続き方法等は事務組合又は新潟労働局労働保険徴収課か最寄の労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

特別加入制度について

労働者を年間100日以上雇用していることが常態である事業主は、中小事業主として特別加入することができます。特別加入すると所定労働時間内に労働者と同様な業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故など労災保険の給付を受けることができます。

※ **事業主本来の業務中（事業主団体の会議など事業主としての立場において行われる業務）は対象となりません。**具体的な手続き方法等は事務組合又は新潟労働局労働保険徴収課か最寄の労働基準監督署にご相談ください。

既に参加されている方で、業務内容や役職の変更、辞職など承認を受けている事項に変更がありましたら事務組合に連絡してください。

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 美咲町合同庁舎2号館

電話025-288-3502 FAX025-288-3514